

代理監督者の責任を巡る問題

—幼稚園児と小学校低学年児童に対する学校と教師の責任を中心に—

標 博行

幼児や小学校低学年の児童などが学校で事故を発生させると、民法714条2項により代理監督者である学校設置者などが責任を課せられる。この代理監督義務の範囲は監督の委託のそれであり、教育活動及びそれと密接不離な生活関係である。これは広範なものであり、教師は民法709条の不法行為責任と併せ、過度の負担を強いられることになる。そこで、委託を受ける代理監督者を教師個人ではなく学校設置者などに限定すべきである。さらに、法定監督義務者の行為と加害行為に相当因果関係がある場合には、代理監督者は責任を免れるべきである。

キーワード：不法行為、責任能力、代理監督者

はじめに

幼児や小学校低学年の児童は、遊びや学習中に注意散漫から事故を発生させる傾向にある。ハサミをもって工作をしていた幼稚園児が、教室内で他の園児とぶつかって目に傷害を負わせることなどが典型といえよう。民法709条によれば、故意または過失で他人の法益を侵害して損害を与えた場合、加害者はその損害を賠償すべき責任を負う。注意散漫の状態が市民生活を営むうえで最低限度の注意義務に反するものであれば¹⁾、過失であると認定される。

しかし、民法712条は、未成年者が不法行為発生時に違法性の認識能力を欠けば賠償責任を課さない旨を定める。一定の判断能力を有しない者は損害賠償責任を負わされず²⁾、被害者救済の途が閉ざされることになる。そこで、同条を受けて民法714条1項は、違法性の認識能力を欠く責任無能力者が第三者に損害を加えれば、親権者など法定の監督義務者がその者に代わり損害の賠償義務を負うと定める。また同条

2項は、代理監督者が責任無能力者の違法行為による損害の賠償責任を負担する旨を規定する。代理監督者とは、法定の監督義務者との契約や法律に基づくことなどによって、責任無能力者の監督を委託されまたは引受けた者を指す³⁾。

保育所を含むいわゆる学校においては、保育士や幼稚園並びに小学校教諭が実際に責任無能力者の監督指導を行う。しかし、保育士や教諭は幼児や児童が他者を加害する傾向にあるのかについて、十分に認識できないことがある。園児や児童の行動傾向は家庭内でのしつけにも関わることであり、日常生活を共にする親権者のみが知り得ることである。このような状況の下で学校事故が発生すれば、民法714条所定の法定監督義務者と代理監督者との間の責任の分配が問題となる。そこで、本稿ではこの問題の解決指針を得るために、714条2項の代理監督義務者の責任の範囲について考察する。まず、責任無能力者となる年齢と法定監督義務者の責任を概観する。次に、代理監督者とその責任の範囲についてそれぞれ考察する。

1. 責任能力とその判定基準

責任能力とは、自己の行為の結果を弁識するに足りるだけの精神能力で、自らが法的な責任を発生させるような違法行為を行っているのを知る能力であると定義されてきた⁴⁾。責任能力が存在しない行為は加害者の意思によるものではない⁵⁾。ところで、保育所や幼稚園に通学する5歳程度の子供ですら何らかの目的意思をもって行動し、そこには意思能力がある。例えば、店にお菓子を買いに行くことなどである。ただし、不法行為では違法な行為による損害賠償責任が問題となる。そこで、自己の違法性認識能力である責任能力は、目的意思活動の能力である意思能力よりも少し高度な能力であるとされる⁶⁾。

責任能力が備わっているかどうかの判断は、年齢のみで決定されることはない。従来から、個々の行為の具体的事件の類型とその者が属する人間的類型の2側面から判定されてきたのである⁷⁾。例えば、12歳2カ月の少年が友人の顔に空気銃を向けて発射して左眼を失明させた事例⁸⁾や、12歳7カ月の少年が空気銃の的を誤って近くに立っていた者の右眼を失明させた事例⁹⁾では、大審院はいずれも少年の責任能力を否定した。一方で、より年少の11歳11カ月の店員が業務のため自転車で通行中に他人に怪我をさせた事例では、大審院は当該少年に責任能力があると認めている¹⁰⁾。前者の2つの事例と後者の事例との相違は、親に扶養された者と勤労者、さらに事故発生の原因である。そこで、判断が相違したのは、遊戯中発生した事故と事業の執行中に発生した事故の各々の事件類型と、扶養家族と独立して生計を営む人間的類型を併せた判定を行ったからであるといえる。

しかし、行為者以外の者が賠償責任を負うという点において、これら3つの事例は同じ結果となる。前者では、被害者は少年の親権者に対する責任を、そして後者においては少年の使用人の責任を主張した。未成年者が責任無能力者であれば、その者による損害の賠償責任は監督義務者である親権者が負担する。また、使用者責任を定める民法715条に拠ると、少年に責任能力があればその雇用者である使用者がその責任を負う。前者が少年の責任能力を否定し、そして後者では責任能力を肯定したのは、被害者保護の目的を達して公平の理想を実現したことには他ならない¹¹⁾。結局、損害の公平な分配と被害者の保護という視点から判断されたことになる。

同年齢でも責任能力の判断が分かれる場合がある。これは、13歳が加害者となった事故の東京地方裁判所の裁判例で示されている。中学1年の男子生徒がエアガンの銃口部を覗きこんだところ、同学年の友人が引き金を引いて弾を発射し右眼に命中させたことにつき、加害生徒の責任能力を認めている¹²⁾。一方で、同じく中学1年生の男子生徒が授業中に教室内で同級生に投げた椅子が別の女子生徒の頭部に当たって頭部打撲傷等を負わせた事例においては、当該加害生徒の責任能力を否定している。加害生徒は年齢相応とはいえない短絡的行動をとったというのが理由であった¹³⁾。以上から理解できるように、一定の年齢で責任能力の有無を判断することは困難となる。具体的な事件類型と所属する人的類型という事実関係を考慮した上での事例毎に決定することが妥当となる。

そこで、あえて判例および裁判例から責任能力が存在する年齢の範囲を示せば、12歳がある一定の責任能力判定の年齢的境界線となろう¹⁴⁾。ただし、明確な境界線とはならないこと

に留意する必要がある。なぜなら、自己の行為の違法性を認識する時期は小学校卒業時とは必ずしも限らないからである¹⁵⁾。少なくとも小学校入学程度の子供であれば、身近な社会生活の中での行為の善悪判断ができるはずである¹⁶⁾。そこで、幼稚園児や小学校低学年児童についてのみ、責任能力の不在が強く推定されるのである。この年齢層の未成年者は家庭におけるしつけ次第では道徳的な判断を行う能力をもつ。この意味で、生活一般の包括的な監督者の影響が多大である。

2. 法定監督義務者の責任

民法714条1項は、責任無能力者が加害行為の責任を負わない場合、その者の法定監督義務者がその者による損害の賠償責任を負うことを定めている。この法定監督義務者とは、民法820条の親権者、同823条の親権代行者、同766条の監護者に加え、同857条の後見人や児童福祉法47条の児童福祉施設の長などである。

法定監督義務者が負ういわゆる監督者責任は、ゲルマン法に由来する。家族団体の統率者として、家長は家族団体に属する者の客観的に違法な行為についての絶対的な責任を負っていた¹⁷⁾。しかし、これは個人主義的賠償理論、すなわち自らが行った違法行為への自己責任理論とは相容れないものである。そこで、ドイツ民法832条は、監督義務者が家族団体構成員への監督責任を怠ったという自己の行為による責任に修正した¹⁸⁾。

わが国の民法714条は、ドイツ民法での責任を被監督者が責任を負わない場合に限定した¹⁹⁾上で、法定監督義務者に監督上の過失を理由として損害賠償責任を課したのである²⁰⁾。そこで、民法709条の一般不法行為とは次の点で異なる

性質をもつことになった。第1は、監督者責任は責任無能力者の行為についての責任であり、自らの行為についての責任ではない点である。責任無能力者を身上監護している家族に責任無能力者の不法行為の責任を課したわけである²¹⁾。民法714条の立法趣旨は、判断能力が低く加害行為を行う傾向にある人的危険源に対して、それを監督する義務のある者に係属的な管理者として、一般的不法行為よりも重い責任を負わせることにあった²²⁾。第2は、法定監督義務者の過失について挙証責任は転換され、法定監督義務者が責任無能力者への監督を怠らなかつたことを立証しなければならない点である²³⁾。原告である不法行為の被害者が挙証責任をもつ一般不法行為と比較すれば、被告である加害者への責任追及が容易となる。実際には、判例および裁判例とも、法定監督義務者が監督を怠らなかつたことを認めた例はほとんど見当たらない²⁴⁾。したがって、監督者責任は法定監督義務者の責任を相当に加重したわけである²⁵⁾。ただし、これは法定監督義務者の義務を怠った過失を要求するために中間責任となり、無過失責任ではない。

監督者責任発生要件には、第1に責任無能力者の違法な加害行為がある。法定監督義務者は加害行為者に責任がない場合にのみ責任が課せられるのである。そこで、民法714条の監督者責任は責任無能力者の賠償責任の不在がゆえに生じる補充的なものといえよう²⁶⁾。しかし、この補充性は批判の対象とされてきた。その第1は、加害者の責任能力の有無が不明なため、被害者は行為者と法定監督義務者のいずれを訴えるのか迷う点である。第2は、責任無能力者は財産をもたないのが常であるから、現実には損害の賠償が不能となる点である。そのような場合には、資力のある法定監督義務者に対して責

任追及をする途を確保する必要がある²⁷⁾。

ところで、第1の批判については、民法的には責任の併存的発生を認める立法による解決が図られようし、また民事訴訟法的には主たる当事者と予備的な当事者を同時に被告として、主観的予備的併合により訴えの提起も考慮される²⁸⁾。第2の批判については、法定監督義務者の義務違反と未成年者による損害との間に相当因果関係をもつ場合に、法定監督義務者へ損害賠償責任を負わせることで対応できる。既に最高裁判所はこれについて認めている²⁹⁾。

第2の要件として、法定監督義務者が監督義務の懈怠が不在であることの主張と立証がないことである。監督義務を怠らなかつたことを積極的に主張および立証しない限り、法定監督義務者は民法714条の賠償責任を負わなければならない。これは、数え年8歳の少年がコンクリート片を投げて他人に怪我をさせた事件の昭和18年の大審院判決において明らかにされた³⁰⁾。本判決は、上告人である違法行為加害者の親権者が監督義務の懈怠を立証することがなければ、「監督義務ヲ怠ラサリシコトハ之ヲ認ムヘキ證左ナシトシテ右損害ハ同人ニ之カ賠償責任アルモノト斷シタルモノ」³¹⁾と述べ、親権者である法定監督義務者に責任を負わせたのである。

法定監督義務者がもつ義務の範囲は責任無能力者の行動に対する一般的監督についてである³²⁾。そこで、本件に関すると、コンクリート片を他人に投げるなど具体的な加害行為への監督を怠らなかつたとしても、加害行為防止のための包括的監督義務を尽くしたと立証しない限り、法定監督義務者は責任を負うことになる。

しかし、包括的監督義務を尽くしたと判断されるのはどの程度なのか。この点につき大審院は、昭和14年の子供用野球バットで無能力者が殴打した事件で、当該加害行為発生について監

督したかのみ言及している³³⁾。「適當の監視其他相當の注意を為すを要せしものなるに拘わらず斯る注意を拂へたる證左なき本件に在つては上告人に於て其の監督義務懈怠の責に任ぜざるべからざるものなる旨斷じたるは相當にして」³⁴⁾と述べたのである。本判決は、監督責任者の監督過怠と責任無能力者の加害行為との間に因果関係が存在すれば、監督義務違反を認める。しかし、監督がなされていなければ加害行為が発生するとは必ずしも断定していない。多くの場合、親権者が常日頃から自分の子供に社会的なルールを認識させながら十分といえる監督を行うことはできない。したがって、民法714条1項にいう法定監督義務者がもつ一般的監督義務の一般とは、制限のない包括性を意味することになる。親権者など法定監督義務者が、責任無能力者による加害行為の賠償責任を免じられることはほとんどないことになる³⁵⁾。

3. 代理監督者の範囲

民法714条2項は、「監督義務者に代わつて責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う」と、責任無能力者を代理して監督する者も同様な責任を負う旨を定めている。この代理監督者とは、例えば法定監督義務者と在学契約など契約を結ぶ者や、隣人の子供を預かる事務管理者を指す。時間や場所さらには監督の対象と目的が限定されて監督を引受けるために、法定監督義務者とは異なり代理監督者は包括的監督義務を負うものではない。

教育現場における代理監督義務は在学契約から発生することになる。契約主体は、教育施設の長または法人である。そこで、監督代行者としての教師に代理監督義務を負わせることが可能であるが問題となる。通説判例は、教師も代

理監督者としている³⁶⁾。しかし、教師の職務内容と代理監督義務を同視することには無理がある。なぜなら、教師は直接の契約関係がないとともに、園児や児童への監督義務は職務からくるものである。また、教師の責任は、園児や児童を学校における教育計画に従わせることから生ずる危険に対して、その者を保護すべき責務から派生するものである³⁷⁾。

教師の職務上の義務懈怠については、民法709条に基づいて、教師自らの不法行為を根拠として訴えが可能である。例えば、幼稚園児が園内で縄跳びのロープに首を引っかけた窒息死した際に、監視懈怠を理由に担任教諭の過失を主張する場合などである³⁸⁾。そこで、学校事故が発生すると、教師は事故発生回避の注意義務違反と代理監督義務違反が問われることになる。教師がいずれの根拠で過失が認められたとしても、民法715条の使用者責任と国家賠償法1条が適用され現実には教師個人は損害賠償債務を回避できる³⁹⁾。そのため、使用者たる私立学校や地方公共団体が最終的に賠償責任を負うことを理由に、教師に代理監督義務を負わせる説がある⁴⁰⁾。

しかし、民法715条を理由に一旦教師に責任を負わせることは、迂回な法的構成となる⁴¹⁾。民法714条2項は同条1項の責任を代理監督者にシフトしたものである。また監督義務者の免責がほぼ認められない状況を考慮すると、学校事故においては教師個人の責任があることが前提となるおそれがある。民法714条が同709条の一般不法行為から独立した不法行為である以上、教師は2重の不法行為責任にさらされることになる。代理監督者に組織体の末端ともいえる教師を含むことは、個人に過大な負担を強いる結果を引き起こすことになる。したがって、代理監督者は在学契約の契約主体に限定すべきで

はないとする指摘は妥当と考えられる⁴²⁾。

4. 学校における代理監督者の責任の範囲

裁判例によれば、民法714条1項の法定監督義務者、特に親権者は家庭内にあつて責任無能力者の性格や心身の発達状況などを知り、最もその者に対して行動の規制を行える立場であるとしてとらえている⁴³⁾。一方で代理監督者、特に学校の教員は、学校における教育活動およびこれと密接不離な関係にある生活関係についてのみ監督義務を負うものと位置づけている⁴⁴⁾。そこで、教育現場と教育活動およびそれに深く関連する事項のみが、代理監督者の責任の範囲ということになる。学説も、契約などから生じる代理監督義務の範囲内、すなわち特定の生活についてのみしか監督責任はないと考える⁴⁵⁾。教育活動と密接不離の関係にある生活関係に随伴して通常発生することが予測できるような加害行為に限って、代理監督上の責任があるととらえるのである⁴⁶⁾。

一方で、裁判例の中には、代理監督者の監督下と予見可能性のある加害行為から代理監督責任の範囲を導き出すものがある⁴⁷⁾。加害行為がもつばら代理監督者の監督下で行われ、かつそれが学校生活において通常発生するのが予想されるような性質のものである場合に限り、代理監督者に責任を負わせるのである。いずれの立場をとるにせよ、教育活動と密接不離の生活関係は、もつばら教師の職務中の監督下にある状況である。そして、その状況の下で予見可能なものが代理監督責任範囲ということになる。

教育活動と密接不離の関係にある生活関係の中心となるものは正課の授業である。小学校3年生が授業中に生徒間の悪戯により左眼に傷害を負った事故について、担任教師の監督義務違

反を認めている⁴⁸⁾。「小学校低学年の児童に対する学校教育は…教師の教育内容の重要な一部分を占めている」⁴⁹⁾と述べ、教師に監督義務の過失があったことを認定したのである。一方で、運動会の準備で11歳の小学生が発生させた加害行為については、担任教諭および学校長の代理監督者責任が否定された⁵⁰⁾。その理由として、監督義務の範囲を学内における教育活動ないしこれに準ずる活動関係に関する児童の行動部分に限定されるべき旨が示された。

休憩時間と放課後に発生する事故については、裁判例は小学校における事故では学校と教師の責任を認めておかない。これらの時間帯は責任の及ぶ範囲外とされている。例えば、放課後の校庭で小学校2年生の8歳の児童が他の児童に怪我をさせた件につき、小学校教員の責任を否定し親権者の責任を認めた事例がある⁵¹⁾。本判決は、児童の危険な行為が代理監督者の監督下で行われ、かつそれが学校生活において通常発生することが予想されない性質である場合に限り、親権者の責任は免れないとした。そして、本件事故が授業終了後に一旦帰宅した後で発生したものであり、代理監督者である校長または教員の監督下で発生したものではないと判断したのである⁵²⁾。

幼稚園での休憩時間に発生する事故については、小学校のそれとは異なり時間と場所さらには授業か否かについての区別が行われていない。また、幼稚園の園長や担任教諭に責任を認める傾向にある。例えば、馬の放牧場近くで栗拾いをした際に園児が奇声をあげて馬の近くを走り、馬が驚いて暴走し骨折した事件について、幼稚園に代理監督者責任を認めた事例がある⁵³⁾。本判決では、まず幼稚園に、教育基本法および学校教育法により教育を目的として設置されたことを根拠として、代理監督義務の存在

を認めた。次に、馬の性質を知りながら漫然と20名程度の園児をそれに近づけ事故を発生させたことにつき代理監督義務の違反があると認定した⁵⁴⁾。

保育所の事例においては、降園時においても代理監督義務を認める裁判例がある。降園時の保育所内において、園児が他の園児から板切れを投げつけられて受傷した事故につき、園長に損害賠償責任があると認めている⁵⁵⁾。本件は、保育所が十分に当該園児を監視していたにも関わらず発生したものである。本判決は、保育所の所長が児童福祉法に基づいて園児を保育し健全な心身の発達を助長するという社会公益上の重要な責務を負うとともに、園児の監護と教育について園内での生活関係における必要な措置をとることができるかと解した。すなわち、保育所での生活関係と監督義務の範囲を小学校や中学校と比べて異なるものであると考えたのである。その結果、代理監督義務の範囲は広範となり、本件事故につき所長に代理監督責任を認めただけである。

代理監督者の責任の範囲は、親権者とは異なり教育活動と密接不離の関係にある生活関係に限定される。裁判例は、小学校低学年では教育活動の中心となる授業中に発生する事故については学校設置者や教師に代理監督義務責任を負わせ、それ以外では否定する傾向にある。しかし、加害者の年齢が幼稚園児以下の場合には全く異なる結果になる。事故発生の時間と場所に関わらず学校設置者に代理監督者の責任を認めるのである。これは、児童福祉法および学校教育法により学校設置者や保育所長を代理監督者と位置づけ、教育活動と密接不離の関係にある事故が否かの判断を行わなかったからである。代理監督義務の範囲を確定することなく、その違反の発生を認めたともいえる。

5. 法定監督義務者と代理監督者がもつ責任の分配

無能力者への包括的な監督義務をもつ法定監督義務者と、教育の目的に沿った活動に限定された義務をもつ代理監督者の責任は併存可能である。そこで、従来から不真正連帯債務の関係とされてきた⁵⁶⁾。不真正連帯債務の関係に立つ場合、求償関係を当然の内容としないため、賠償の確保の視点から組織体である学校の責任に焦点が合わせがちとなる。とりわけいじめの問題についてはその傾向が大である。しかし、幼稚園児や小学校低学年の児童など年少者が事故の加害者となった場合には、家庭内のしつても原因となることをあながち否定できない。したがって、一概に学校の責任に焦点を合わせる傾向には妥当性が存在しないように思える。委託された監督義務の範囲を決定することにより、法定監督義務者と代理監督者の責任範囲が確定すべきことが考慮される⁵⁷⁾。

裁判例は、法定監督義務者と代理監督者の義務の関係を次のように述べる。まず、昭和63年の長崎地裁福江支部判決は、「親権者は児童が校長、教師等の代理監督者の監督下にあったか否かにかかわらず、児童の全生活関係にわたって監督義務を負うものである。」⁵⁸⁾と、法定監督義務者の包括的義務が代理監督義務を包含する関係にあることを指摘する。平成5年の宇都宮地裁判決は、「児童が右不法行為を行ったときに小学校教育のために学校長等の指導監督の下に置かれ、学校長等が代理監督者としての責任を負うとしても、そのことによって親権者の右責任が当然に免除されることにならない。」⁵⁹⁾と述べている。法定監督義務者である親権者は、代理監督者に教育上の指導監督を委託しても、当該

委託事務の監督責任が継続するというのである。したがって、これらの裁判例は、法定監督義務者の監督責任が学校現場においても、代理監督者のそれと並列的に存在することを認めるのである。しかし、代理監督者へ委託された監督義務内容の視点から責任の分配を考慮していない点に留意する必要がある。

一方で、委託された代理監督義務の根拠を学校教育法や児童教育法の理念から導き出す裁判例もある。これにより、学校教育法の趣旨の実現が目的となり、結果的に教育内容の委託の範囲が広範となる。例えば昭和55年の大阪地裁判決はこの点を示している。すなわち、「小学校の教諭は、学校教育法等の法令により学校における教育活動及びこれと密接不離な生活関係について法定の監督義務者に代わって児童の身体の安全を保護し監督すべき義務を負うものである」⁶⁰⁾と述べるのである。教育活動及びこれと密接不離な生活関係を委託内容とし、その広範な内容において代理監督者の責任が発生するのである。したがって、委託された代理監督義務は、具体的な事実関係によって決定されざるを得ないのである。

裁判例が示すことは、学校の管理下で発生した事故であっても、法定監督義務者が免責されない場合が存在することである。教育活動と密接不離な生活関係の中で発生した事故の中でも、代理監督義務がある程度確定しているにも関わらず、法定監督義務者の影響を受ける場合においては、法定監督義務が存続することになる。法定監督義務者の影響を受ける場合とは、具体的事実関係発生因果関係があり監督義務が問題となることである。授業中など代理監督義務の範囲が外観上確定している場合ですら、事故に法定監督義務者の行為との因果関係があれば、民法714条1項にいう監督義務を怠ってい

なかったかどうかによって、代理監督義務の範囲を確定するのである。この点につき、平成18年の東京高等裁判所判決が参考となる。本判決は、保育園児が他の園児に対するいじめ行為につき親権者に監督者責任を認めたものである⁶¹⁾。その理由として、法定監督義務者は当該加害園児の性質を知っており、保育所と連絡を密にして指導をより実効性があるように対応すべき義務があったと述べている⁶²⁾。

本件は、代理監督者の義務範囲というよりも、むしろ加害園児の加害行為の原因を監督義務者にあることを認めたものである。したがって、学校事故について、その直接の原因が法定監督義務者であれば、加害行為発生が正課中の如何を問わず、その監督責任は監督義務者に存することになる。加害行為が監督義務者と代理監督者のいずれの行為と直接の因果関係を有するののかについての判断が、責任の所在を決定する要因となるわけである。

平成16年の宇都宮地方裁判所判決⁶³⁾は、この点を明確に示した。本件は、中学1年生が授業態度を注意した女性教諭を殺害した件につき、加害生徒の両親に対して監督者責任を認めた事例である。裁判所は、本件殺害手段であるナイフの所持と人の生命の尊厳という事項について、親権者が行った加害生徒へのしつけや指導には重大な過誤があったことが推認されるという理由を示した⁶⁴⁾。そして、監督義務の懈怠によりナイフの校内への持ち込みを許すことになったことが加害生徒の両親の監督義務違反であり、これと女性教諭殺害との間の相当因果関係を認めたのである。被告である加害生徒の両親は、学校で発生した事故については親権者の監督義務ではなく、当該中学校校長の代理監督者責任の範囲内にあることを主張した。しかし、本判決は代理監督者の責任について言及するこ

となく、法定監督義務者の監督者責任を認めている。本件は26歳の女性教諭殺害であり、遺族である夫と1歳の子供が損害賠償請求をした事情がある⁶⁵⁾。これを考慮して本判断に至ったともいえる。しかし、法定監督義務違反と殺害との相当因果関係を認めたからこそ、代理監督義務についての言及がなかったとも推定できる。

以上の裁判例を考慮すれば、代理監督者は正課中に発生する事故について責任を負うが、法定監督義務者との責任の分配において、事故の相当因果関係が重要な判断要素となる。したがって、法定監督義務者の過失と幼稚園や小学校の園児や児童による加害行為との間に相当因果関係が認められる場合には、法定監督義務者にのみ責任を課すことが妥当となる。

おわりに

責任能力が否定される幼稚園児や小学校低学年児童の加害行為による損害は、法定監督義務者に賠償責任が課せられる。委託を受けた代理監督者も同等な責任を負うことになる。学校現場においては、教育活動の業務を担当する教師個人も含む見解が通説判例となっている。しかし、教師個人は職務上の不法行為責任を併せてもち、過度な負担を強いられる。この点を考慮すれば、監督義務を直接委託された組織体である学校設置者に限定することが妥当ではなかろうか。

代理監督義務の範囲は監督の委託のそれである。ただし、それが学校教育法と児童福祉法に由来し、教育活動及びそれと密接不離な生活関係とされるため広範なものとなる。そこで、法定監督義務者の行為と幼稚園児や小学校低学年児童の加害行為との間に相当因果関係がある場合には、委託の範囲外であると判定できる可能

性がある。監督義務者と代理監督者の責任は併存可能で不真正連帯債務になるとはいえ、ともすれば責任の所在が不明となるおそれがある。責任無能力者に関する大審院判決の論理にも現れていたが、被害者の救済を主たる目的として責任の判断することには異論はない。しかし、被害者の救済は民法709条をはじめとして他の根拠や手段が存在する。すべて代理監督者の責任で学校事故の損害賠償を処理するのは、監督義務者の責任を定めた民法714条1項が併存している意味を失わせるのではなかろうか。

平成16年の改正により民法714条1項に、義務違反と損害発生との間に因果関係がない場合には、監督義務者に責任を負わせない旨が定められた⁶⁶⁾。因果関係で監督義務者の責任が決定される趣旨が明確に規定されたのである。そこで、この趣旨を代理監督者の責任範囲の検討の際に考慮することも妥当ではあるまいか。学校現場、とりわけ就学年齢前後の年少者の代理監督者の学校事故における責任は、因果関係の検討を重ねることにより、一定の明確な範囲が決定されるべきであると考えられる。

平成25年度科学研究費基盤研究(C)研究課題「私人による違法行為の抑止とエンフォースメントの比較法的研究」(研究代表者: 樺博行) 課題番号25380127による研究

注

- 1) 吉村良一「不法行為法[第4版]」77頁(有斐閣2010)
- 2) 野澤正充「事務管理・不当利得・不法行為」176頁(日本評論社2011)
- 3) 山口純夫「責任能力(新・現代損害賠償法講座1)」88頁(日本評論社1997)
- 4) 我妻榮「事務管理・不当利得・不法行為(復刻版)」119頁(日本評論社1988)
- 5) 前掲117頁
- 6) 前田達明「民法Ⅳ2 不法行為法」60頁(青林書院1980)

- 7) 前掲61頁
- 8) 大判大正6年4月30日民録715頁
- 9) 大判大正10年2月3日民録193頁
- 10) 大判大正4年5月12日民録697頁
- 11) 前掲注4我妻119頁
- 12) 東京地判平成13年11月2日判タ1116号216頁
- 13) 東京地判平成13年11月26日判タ1123号228頁
- 14) 幾代通・徳本伸一補訂「不法行為法」51頁(有斐閣1993)
- 15) 潮見佳男「不法行為法Ⅰ」406頁(信山社2009)
- 16) 加藤雅信「事務管理・不当利得・不法行為」302頁(有斐閣2002)
- 17) 前掲注4我妻155-56頁、松坂佐一「責任無能力者を監督する者の責任—我妻還暦・損害賠償責任の研究上」161頁(有斐閣1957)
- 18) 前掲注4我妻156頁
- 19) 注釈民法債権(19)(山本進一)255頁(有斐閣1966)。
- 20) 梅謙二郎「民法要義卷之3債権」879頁(1897)、前掲注3山口84頁。尚、民法制定以来の学説の状況については林誠司「監督者責任の再構成(1)」北大法学論集55巻6号2283頁(2005)
- 21) 前掲注17松坂161頁。尚、不法行為者に代わって監督義務者が責任を負うとする代位責任と考えるものがある(星野英一「責任能力(日本不法行為リステイトメント)」ジュリ893号94頁(1987))。この論理構成はフランス法の影響を受けるもので、フランス民法では代位責任の構成を採用している。フランス民法における未成年者の子供の不法行為について親の責任を巡る問題に関しては、久保野恵美子「この行為に関する親の不法行為責任—フランス法を中心として(1)(2)」法学協会雑誌116巻4号497頁、117巻1号82頁(1999・2000)、新開輝夫「フランス法における他人の管理者に関する責任制度の展開」福岡大学法学論叢47巻1号1頁(2002)などがある。
- 22) 青野博之「受け皿としてのドイツ民法832条—監督義務者の責任をめぐって」駒沢大学法学部研究紀要41号59頁(1983)、四宮和夫「不法行為」670頁(青林書院1987)
- 23) 大判昭和18年4月9日民集22巻255頁
- 24) 前掲注19山本256頁
- 25) 前掲注4我妻157頁
- 26) 前掲注6前田138-39頁
- 27) 前掲139頁、前掲注19山本257頁
- 28) 前掲258頁、最高裁判所は訴えの主観的予備的併合を認めていない(最2小判昭和43年3月8日民集22巻3号551頁)。下級審では原則として許されないと

- 解しているものの、例えば当事者として訴訟追行の機会を十分に与えられ、同一の訴訟手続内において当事者として関与し、防御権を行使することができる地位にあった場合には認める判決が出されている。その理由として、審理の重複や判決の矛盾を最小限におさえられるとしている（東京地判平成24年1月13日ウエストロー・ジャパン）。また、主観的予備的併合が認められない裁判実務であれば、いわゆる同時審判申出共同訴訟を使うことも考慮されよう。この訴訟は、民事訴訟法41条1項に「共同被告の一方に対する訴訟の目的である権利と共同被告の他方に対する訴訟の目的である権利と法律上併存し得ない関係にある場合において、原告の申出があったときは、弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない」と規定されている。法律上併存しない関係とは、一方の被告に対する請求原因となる事実が、他方の被告に対する請求では抗弁事実となるような場合であり、主張において法律上請求が両立しない場合である。この同時審判申出共同訴訟については、秋山幹男他「コンメンタル民事訴訟法Ⅰ」397頁（日本評論社2002）を参照。
- 29) 最2小判昭和49年3月22日民集28巻2号347頁、尚、この判決の注釈として、石黒一憲「責任能力ある未成年者の不法行為につき監督義務者たる親に民法709条に基づく不法行為責任が認められた事例」法学協会雑誌92巻10号1413頁（1975）：山口純夫「責任能力のある未成年者の不法行為と監督義務者の不法行為責任」民商法雑誌72巻1号161頁（1975）：前田達明「未成年者と監督義務者の責任」別冊ジュリ176号（民法判例百選Ⅱ債権〔五版新法対応補正版〕）170頁（有斐閣2005）：久保野恵美子「未成年者と監督義務者の責任」別冊ジュリ196号（民法判例百選Ⅱ債権〔第6版〕）166頁（有斐閣2009）などがある。
- 30) 大判昭和18年4月9日大民集22巻255頁
- 31) 前掲261頁
- 32) 前掲注4我妻159頁
- 33) 大判昭和14年3月22日新聞第4402号3頁
- 34) 前掲4頁
- 35) この点について、前掲注19山本259頁も同旨である。民法714条が監督義務を怠らないことを免責事由にしているのは、監督者が自らの義務を怠らなかつたとの事情を特に免責事由としたものと解すべきで、原則として責任無能力者の全生活関係について監督義務をもつものは免責をほぼ受けることはできないと述べている。
- 36) 伊藤進「学校事故の法律問題—その事例をめぐって—」320頁（三省堂1983）
- 37) 今村成和・中学校の柔道クラブ活動における傷害事故・教育判例百選（第2版）137頁（有斐閣1979）
- 38) 浦和地判平成12年7月25日判タ1102号246頁。
- 39) 民法715条によれば、使用者は被用者が事業の執行について他人に損害を与えた場合に、それを賠償する責任を負わされる。また、国家賠償法1条は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と定め、公立学校教員が職務上の不法行為につき地方公共団体が代位して被害者に損害賠償を負担する。
- 40) 加藤一郎「不法行為（増補版）」161-62頁（有斐閣1974）
- 41) 前掲注6前田138頁
- 42) 前掲注15潮見424頁
- 43) 長崎地福江支部判昭和63年12月14日判タ696号173頁
- 44) 東京地判昭和40年9月9日判時429号26頁。
- 45) 前掲注36伊藤321頁
- 46) 前掲322頁
- 47) 函館地判昭和46年11月12日判タ272号254頁、宇都宮地判平成5年3月4日判タ824号140頁。
- 48) 神戸地判昭和51年9月30日判時856号73頁
- 49) 前掲78頁
- 50) 高松高判昭和49年11月27日判時764号49頁。
- 51) 前掲注47函館地判254頁
- 52) 前掲257頁
- 53) 札幌地判平成元年9月28日判タ717号172頁。
- 54) 前掲176頁
- 55) 和歌山地判昭和48年8月10日判時721号83頁
- 56) 前掲注4我妻160頁
- 57) 前掲注3山口90頁、前掲注15潮見425頁
- 58) 前掲注43長崎地裁福江支部判180頁
- 59) 前掲注47宇都宮地判144頁
- 60) 大阪地判昭和55年9月29日判タ429号140頁
- 61) 東京高判平成18年2月16日判タ1240号294頁
- 62) 前掲297頁
- 63) 宇都宮地判平成16年9月15日判時1879号136頁
- 64) 前掲140頁
- 65) 前掲
- 66) 旧規定では「監督義務者カ其義務ヲ怠ラサリシトキハ此限ニ存ラス」と定められていた。これが、平成16年に、現代語化とともに改正され「監督義務者とその義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであつたときは、この限り

でない」と、因果関係がない場合にも監督義務者に責任を負わせないことが規定された。この平成16年の民法714条の改正理由として、監督義務者の義務違反と損害の発生との間に因果関係が存在しない場合には、監督義務者は責任を負わないとする学説上

異論のない確立した解釈があった。この点につき、吉田徹他「民法の一部を改正する法律の概要（4・完）」NBL 803号42頁（2005）、筒井健夫「平成16年民法改正の概要」民事月報60巻8号37頁（2005）を参照。

